

平成31年1月17日

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会

年度末の退会及びその他の諸手続について（依頼）

年度末の退会及びその他の諸手続について、次のとおりご周知いただきますようお願いいたします。

## 1 年度末退会の手続等

### (1) 互助会・神奈川県教育福祉振興会（以下「県振興会」という。）の退会届について

**退会届は退会を希望される任意退会のみ、提出していただきます。**

様式は互助会ホームページからダウンロードしてください。

※任意退会後は再加入できませんのでご注意ください。

<参考>

事 由	退会届提出の有無	
	互助会	振興会
・退職（定年、自己都合、死亡） ・教育委員会事務局等への異動 ・国大附属、県機関へ転出□□	なし	なし
・任意退会	あり	あり

※定年退職後に再任用教職員になられる方（週38時間45分未満の方も含む）は、自動的に継続加入となります。4月以降加入を希望されない場合は、提出期限までに退会届（県振興会欄は記入不要）をご提出ください。

**ア 提出期限** **平成31年 3月8日（金） 必着**

退会届が提出期限に間に合わなかった場合は、4月分の会費や保険料（団体扱い生命保険及び生活年金共済加入者のみ）が給料から控除されてしまうことがあります。

**イ 提出先** **互 助 会**

通常の学校メール便にて、互助会、県振興会欄のそれぞれの**所属長・事務担当者印**を押印の上、ご提出ください。

## (2) 会員証について

### ア 互助会会員証

年度末退職等で退会される方は、ご自身で破棄してください。(返却不要)

### イ 県振興会会員証

年度末退職等で退会される方は、県振興会へ返却してください。

## 2 退会に関する他の手続

退会時に、関連して必要な手続を記載しましたので、ご確認ください。

項目	説明										
貸付金	貸付金を返済途中の方は、残金は退会后1か月以内に一括返済となります。 <b>年度末に定年退職となる方</b> 2月上旬に3月末予定残金を通知します。(返済方法は、該当の方に別途ご連絡します。) <b>定年退職以外で退会予定の方</b> 早めに互助会に連絡してください。事前に残金をお知らせしますので、退会予定日・会員番号・氏名をご連絡ください。(返済方法は、該当の方に別途ご連絡します。)										
団体扱い 生命保険 生活年金共済	退職・異動等で会員の資格を喪失すると団体扱い生命保険は個人扱いになります。支払い方法等については、該当の保険会社に連絡してください。 生活年金共済に加入されている方は、3月末日で脱退となります。(手続不要) <b>なお、退職後、再任用教職員として引き続き互助会会員の場合は、団体扱い生命保険、生活年金共済とも継続加入となります。(手続不要)</b>										
永年勤続退職者旅行券引換券	平成31年3月末に退職される会員へお渡しする永年勤続退職者旅行券引換券は、以下のとおりです。 <table border="1"><thead><tr><th>対象者</th><th>勤続年数</th><th>旅行券引換券</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">10年以上勤務し、退職又は死亡した会員</td><td>10年～19年</td><td>50,000円相当</td></tr><tr><td>20年～29年</td><td>100,000円相当</td></tr><tr><td>30年以上</td><td>130,000円相当</td></tr></tbody></table> <p>●配付時期・方法：平成31年3月20日頃までに、所属を通じてお届けする予定です。 ●引換期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日 ※平成31年3月中は引換えができませんので、ご注意ください。 ※再任用教職員が退職する場合は対象外です。</p>	対象者	勤続年数	旅行券引換券	10年以上勤務し、退職又は死亡した会員	10年～19年	50,000円相当	20年～29年	100,000円相当	30年以上	130,000円相当
対象者	勤続年数	旅行券引換券									
10年以上勤務し、退職又は死亡した会員	10年～19年	50,000円相当									
	20年～29年	100,000円相当									
	30年以上	130,000円相当									

### 3 その他の諸手続

(1) 海外派遣同行等で無給休職や休業になる方について

次に該当する方は、給与が支給されないため会員資格は中断し、復帰後に復活します。(手続不要) このため、期間中は会費の徴収及びリフレッシュ補助券の配付はなく、祝金等の給付の請求もできなくなります。なお期間中に祝金等の事由が発生した場合は、復帰後に請求可能です。

- ・ 自己啓発等休業
- ・ 自己啓発休職
- ・ 配偶者同行休業
- ・ 大学院修学休業

(2) 海外日本人学校派遣期間終了の方の県振興会再加入手続について

海外日本人学校派遣に伴い県振興会を一時退会していた方は、派遣期間終了後、再加入の手続きが必要です。加入申込書の県振興会の欄のみを記入して、4月30日(火)までに互助会へ提出してください。平成31年4月1日付の加入となります。

※様式は互助会ホームページからダウンロードしてください。

(3) 未加入の方の加入手続について

**現在まで互助会または県振興会に加入されていない方(過去に任意退会された方を除く)で平成31年4月1日付の加入を希望される場合は、加入申込書を互助会、県振興会欄それぞれの所属長・事務担当者印を押印の上、3月29日(金)までにご提出ください。**

※様式は互助会ホームページからダウンロードしてください。

**※4月1日付で加入されますと、互助会のリフレッシュ補助券の配付対象になります。**  
任意退会後は再加入できませんのでご注意ください。

(4) 平成31年4月1日の新採用教職員等の加入について

新採用教職員の方の加入手続は3月初旬に改めてご通知いたします。

なお、平成29年4月以降に教育委員会事務局へ異動された方、横浜市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校(以下「市立小学校等」という。)以外の学校に転出された方は、市立小学校等に戻った時点で、加入に変更となります。加入申込書は不要です。県振興会の加入については別途案内文書を送付します。

(5) 平成31年4月1日の異動について

横浜市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校間の異動時の場合、手続は特にありません。

なお、ご不明な点がございましたら、互助会までお問い合わせください。

連絡先：教職員互助会 TEL：671-3581  
FAX：222-3355